生徒指導規程(福山市立新市中央中学校)

2022年(令和4年)6月14日より施行

1 【目的について】

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

2 学校生活に関すること

【いじめの禁止】

相手を精神的に身体的に傷つける行為は絶対にしない。また,通信機器の書き込み等,ルール・マナー等,節度を守って使用すること。

【登下校について】

- (1)登下校は交通法規及び交通ルールを守ります。
- (2) 登校時間は8時30分とし、教室の自分の席に着席し、着席後は静かに朝読書を始めます。 ※登下校は正門(東門)を通ります。
- (3) 登校後は許可なく校外に出ません。必要がある場合は必ず先生の許可を得てから出ます。
- (4) 欠席・遅刻のときは、必ず朝8時20分までに保護者から学校に連絡をしてもらいます。
- (5) 下校時刻を次のとおりです。
 - ① 4月 ~ 9月 活動終了時刻17:45 完全下校時刻18:00
 - ② 10月 ~ 11月 活動終了時刻17:15 完全下校時刻17:30
 - ③ 12月 ~ 1月 活動終了時刻16:45 完全下校時刻17:00
 - ④ 2月 ~ 3月 活動終了時刻17:15 完全下校時刻17:30
 - ⑤ 5時間授業の場合 活動終了時刻16:45 完全下校時刻17:00

掃除がない場合は、完全下校を15分繰り上げます。

(6) 登下校時の寄り道, 買い食い等はしません。

【授業規律について】

- (1)授業規律を守り、授業や活動に集中して取り組みます。
- (2) 休憩時間は次時の授業準備や教室移動等をすませチャイムが鳴った時は自分の席に着いておきます。
- (3)授業中の次のような行為は授業妨害となります。
 - 許可なく席を離れること。
 - ② 無許可での教室(他教室を含む)への入退室や校内を徘徊すること。
 - ③ 私語や指導無視等で他の生徒の授業を妨げること。
- (4) 試験では、カンニング等の不正行為場合は、当該教科を0点とすることを原則に指導します。

【保健室の利用について】

- (1) 保健室を利用する際は、原則、担任または教科担任に必要事項を記入してもらった「保健室連絡カード(ピンク)」を持参します。休養後、保健室から教室等に戻る場合は、原則、養護教諭が必要事項を記入した「保健室連絡カード(ブルー)」を持ち帰り、担任または教科担任に渡します。
- (2) 保健室は、原則1日1時間の安静、静養の利用とし、症状の改善が見られない場合は保護者に連絡を取り、病院で受診または帰宅し療養をします。
- (3) 用事のない生徒の入室は禁止です。

【持ち物について】

- (1) 授業に必要のない物, 余分なお金, 携帯電話, 携帯用音楽モバイル等の不要な物や貴重品等を持って来てはいけません。やむなく持ち込む場合, 担任等に報告し, 必要時以外は預けます。 違反があった場合は, 学校預かりとして, 指導・反省後, 保護者に返却します。
- (2) 自分の持ち物には、すべてはっきりと記名します。
- (3) 規定の通学カバンで通学します。

(4) 家庭学習に必要のある物を持ち帰ります。

【給食について】

- (1) 給食準備を行う係りは、手洗い等を十分に行い衛生面に気をつけて配膳をします。 その際、エプロン・マスク・三角巾を着用して準備をします。
- (2) 給食準備を待つ生徒は、ランチョンマットを机に敷き、自分の席で静かに配膳を待ちます。
- (3) 給食配膳後、クラス全員がそろってから自分の席について食べます。
- (4) 食器類は丁寧に扱い、食後は決められたとおりに片付け、配膳台などの清掃も行います。
- (5) 食べ残したものは決められたとおりに処理します。
- (6) 食器類の破損があった場合は、破損した食器類を持参し教頭まで報告をします。

【部活動について】

- (1) 生徒全員がいずれかの部活動に所属する。
- (2) 部長を中心とし、ルール・マナーを守って目標をもって活動します。
- (3) 部員以外の部活動参加は認めません。(顧問の許可があれば、この限りではありません。)
- (4) 部活動は制服,体操服,定められた練習着で活動します。運動部は制服での活動を禁止します。
- (5) 決められた時間内で、準備、活動、後片付け、清掃、活動場所の戸締まり・施錠を行います。
- (6) 部活動参加部員は練習開始時と終了時に集合し、あいさつをしてから活動を開始します。
- (7) 顧問と活動内容を確認しながら活動します。顧問がいない時は、事前にキャプテン(主将)や部長 が顧問から指示を聞き、顧問の指示を部員に伝え活動します。
- (8) 用具や施設は使用方法やルールを守り大切に使います。
- (9) 部室の管理(清掃と整理整頓,施錠など)は各部員が責任を持って行います。また,部活動の用具 は朝登校後,部室に置きます。
- (10) 朝練習後の補食を認めます。 (おにぎり、食パン、ウイダーインゼリー)
- (11) 休日や休業日も平日と同じ方法・ルール (服装, 自転車通学等) で登校し活動します。
- (12) 次のような場合は必ず顧問に報告します。
 - ① 部活動が妨害された場合 ② 何か問題が起きた場合 ③ 用具や施設等が壊れた場合
- (13) 試合(公式大会,練習試合などすべて含む)や他校への遠征などの時,新市中央中学校の生徒であることを自覚した言動をします。
- (14) 部長は学校や部長会,また中学校体育連盟等からの指示を確実に部員全員に伝え、守らせます。
- (15) 以上を守れない部は、指導と併せて部活ミーティングを開き、今後の方針を話し合います。

【服装について】

- (1)制服(男女共通)
 - ① 冬服 紺ブレザー,白ポロシャツ,グレー長ズボン,グレースカート,セーター・カーディガン (セーター・カーディガンは,白,黒,紺,ベージュ,グレーの無地。また,上着から極端に出ないことパーカー類は着用禁止)
 - ② 合服 長袖ポロシャツ,グレー長ズボン,グレースカート,規定ベスト(着用しなくてもよい)
 - ③ 夏服 白半袖ポロシャツ, グレー長ズボン, グレースカート ※半袖の時は第1ボタンを開けてもよい。
 - ④ ベルトは黒色とします。材質は、皮または合成皮革とし、装飾(柄、金具、リング2穴等)のあるものは禁止とします。
 - ⑤ 制服には左胸に名札(ライン色 1年…青 2年…緑 3年…黄)を必ずつけます。
 - ⑥ ブレザーの袖の折り曲げは禁止とします。
 - ⑦ ポロシャツの胸ボタンは留めます。また、裾は出しません。
 - ⑧ スカートは、膝が完全に隠れる長さとし、スカート上部の折り曲げは禁止とします。
 - ⑨ 肌着は白・黒・紺・グレーとします。また、肌着がポロシャツから出ないようにします。
 - ⑩ 靴下は白・黒・紺の無地(もしくはワンポイント), くるぶしが完全にかくれるものとします。
- (2) 防寒着等(男女共通)
 - ① 冬季に防寒着を着用する場合、学校規定のウインドブレーカー、オーバーパンツとします。ただし、着用は登下校、体育授業、部活動、学校行事等とし、それ以外及び校舎内での着用は禁止とします。
 - ② 冬季の間、授業中の着席時に膝の上に派手でない(キャラクター以外)ブランケットを置くこと

を許可します。移動教室の際には、ブランケットをケースに入れて持ち運ぶこと。下校時には、 ロッカーに入れることとします。

- ③ 冬季の間、黒・ベージュの無地タイツの着用を許可します。
- (3) 服装(冬服・合服・夏服)については、個人の体調などに合わせて変更します。
- (4) 通学靴 白を基調とした布製またはビニール製シューズ(白,シルバー,明るいグレーのライン,マークは可)。ただし,体育授業に使用できる物であり,スニーカー,ハイカットは禁止とします。
- (5) 上履き 学校規程のシューズ
- (6) 体育館シューズ 学校規定のシューズ
- (7) 体育授業は学校規定の服装とします
 - ① 冬季 長袖上着,

長ズボン(ウインドブレーカー、オーバーパンツは指示があるときのみ着用可)

② 夏季 白半袖シャツ、ハーフパンツ

※白半袖シャツは、長ズボン・ハーフパンツの中に入れます。

- (8) その他の注意事項
 - 持ち物には記名をします。
 - ② カイロの使用は認めるが、授業中は服から出しません。休憩時間等も含めて投げて遊びません。 また、家に持ち帰って捨てます。

【頭髪及び化粧、装飾、装身具等について】

- (1) 頭髮 (男女共通)
 - ① 変わった髪型(モヒカン系,ライン等,おだんご,編み込み等)はしません。
 - ②パーマ・染髪・脱色はしません。
 - ③ 髪が肩にかかる生徒は、結びます。ゴムの色は、黒・紺・茶色の無地とし、装飾は無しとします。 止めピンは、派手でないピンを使用します。
- (3) 化粧、装飾、装身具等について次のことを禁止します。
 - ① 口紅(色つきリップクリームを含む),マスカラ等の化粧類や整髪料(ワックス)
 - ② マニキュア、ペディキュア等の爪への装飾
 - ③ タトゥー等の皮膚への装飾
 - ④ ピアス,イヤリング,ネックレス,ブレスレット,サングラス,指輪,ミサンガ,カラーコンタクト等の装身具
 - ⑤ 眉毛のそり落とし、まつげの加工は禁止。
 - ⑥ その他、身だしなみ以外のこと

【自転車通学について】

- (1) 学校が定めた自転車通学区域に該当する生徒で、自転車通学許可願を提出し、交通法規、交通ルールを守ることのできる生徒に自転車通学を許可します。
- (2) 自転車通学生は、学校まで自転車で登校します。登校中に友人宅や他の場所に自転車を無断で置いたり放置したりしてはいけません。
- (3) 自転車は実用的で安全なものとします。
- (4)変形ハンドル及びドロップハンドルは禁止とします。スタンドは倒れにくい両立式とします。鍵は 二重ロックできるものが望ましい。また、安全のための点検・整備(ブレーキ、ライト、反射板 等)を常に行ってください。
- (5)後輪タイヤカバーのよく見える位置に通学許可シールを貼ります。 ※新規に自転車を購入したときなどは、担任に届け出て通学許可シールの再発行を受けます。
- (6) 交通事故等から生命を守り、ケガ防止のためヘルメット(学校が推奨したもの、校章シール付き)を着用します。ただし、現在、各自で所持しているヘルメットの使用も認めます。 ※学校推奨ヘルメットの帯色 1年…青 2年…緑 3年…黄
- (7) ヘルメット着用の規定は次のように定めます。
 - ① 学校ではヘルメットを自転車のかごに置きます。
 - ② ヘルメットの不所持、着用していない場合には、指導後、保護者に連絡します。
- (8) 通学カバンや荷物は、重たいものを後ろの荷台にロープで固定します。通学カバンは、両肩に背負うこともできます。
- (9) 決められた場所に整頓して駐輪します。(休日は来た人から詰めておきます)
- (10) 登下校時,正門への坂道は自転車を押して歩きます。歩行者・自転車通学者とも坂道は,左側通行

とします。

- (11) 自転車は,道路交通法上,自動車と同じ車両であるため,道路交通法や交通ルールを守り,安全に注意して走行します。
 - ① 通学路の左側を一列で走行します。並列走行,二人乗り,危険な乗り方は禁止します。
 - ② 交差点では信号機の合図を守ります。交差点では一旦停止をして安全を確認して通行します。
- (12) 雨天時, 自転車通学生は無地のカッパまたはレインコート (派手でないもの) を着用します。傘を さしての運転は道路交通法上の違反であるため禁止とします。

3 【個別指導について】

- (1) 自らの行為の過ちを認め、同じ過ちを繰り返さないように反省し、今後の展望や目標を持たせるため、教育上必要と認められる場合は、個別の指導や教育相談、関係機関との連携を行います。
- (2) 対象となる行為を次のとおりとします。
 - ① 法令・法規に違反する行為
 - ア いじめの加害者
 - イ 暴力行為・恐喝・金銭強要・脅迫行為等
 - ウ 飲酒・喫煙
 - 工 建造物 · 器物破損行為
 - オ 窃盗・万引き
 - カ 薬物の乱用行為
 - キ 放火・火遊び
 - ク その他法令・法規に違反する場合
 - ② 本校の校則等に違反した場合
 - ア 授業妨害・授業エスケープ
 - イ 不要物持ち込み
 - ウ 著しい頭髪・服装違反
 - エ 教職員の指導に対する指導無視や反抗行為
 - ③ その他、学校が教育上指導を必要と認めた行為